

別紙3

仕様書

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスのすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とすること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水、コーヒー、お茶等とし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更には、本市と協議のうえこれを行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、本市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置は、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯対策は、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

ウ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱する事がないよう、十分な収容容積を持つものとする。

- エ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。
- オ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度は、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。
- カ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、処理すること。
- キ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高は、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、下記のとおり本市に報告すること。

ア 内容

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）

イ 期限

区分	報告期限
4月～ 6月分	7月20日
7月～ 9月分	10月20日
10月～12月分	1月20日
1月～ 3月分	4月20日

(4) 維持管理責任

- ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺は、清潔に保つこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路は、本市の指示に従うこと。
- エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情は、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(5) その他

- ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、本市に書面で通知すること。
- ウ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合

は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

- エ 自動販売機の設置に当たり、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、AED搭載型や災害対応型等の設置も検討すること。